

# 「令和4年度 嬉野市行政番組制作業務」プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和4年度嬉野市行政番組制作業務(以下「本業務」という)を委託する事業者を選定するための企画提案(以下「本企画提案」という)について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めたものである。

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

番組制作に必要な映像の撮影・編集など特殊な技能を有する民間企業へ行政番組の制作を委託することにより、市政に関する情報を市民へわかりやすくお知らせし、市政への興味や関心をもってもらい番組づくりを目的とする。

### (2) 業務内容

別紙「令和4年度嬉野市行政番組制作業務仕様書」(以下「仕様書」という)のとおり

### (3) 履行期間

令和4年5月2日～令和5年3月31日

### (4) 提案上限額

令和4年度上限額 1,650,000円(消費税及び地方消費税含む)

## 2 選定方法

指名書類審査型プロポーザル方式により選定する。

## 3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 過去5年以内にテレビ番組制作の実績があること。
- (3) 令和4年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請(以下「参加資格審査申請」という。)が登録されていること。なお、参加資格審査申請が提出されていない場合は、参加申込書提出前までに手続きが完了していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 本市から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

#### 4 実施スケジュール

内容	日程・期限
指名通知及び仕様書等の送付	令和4年4月11日(月)
参加申込書(様式1)の提出期限	令和4年4月18日(月)17時まで必着
仕様書等に関する質問表(様式2)の提出期限	令和4年4月18日(月)17時まで必着
質問表(様式2)に対する回答	令和4年4月20日(水)までに回答
企画提案書(様式3)見積書の提出期限	令和4年4月25日(月)17時まで必着
プロポーザル審査	令和4年4月26日(火)予定
審査結果通知発送及び公表	令和4年4月27日(水)予定
業務委託契約の締結	令和4年5月2日(月)

#### 5 手続き等

##### (1) 問い合わせ

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地  
嬉野市役所 広報・広聴課 (TEL)0954-66-9115 (FAX)0954-66-3119  
(メール) [info@city.ureshino.lg.jp](mailto:info@city.ureshino.lg.jp)

##### (2) プロポーザル実施要領等の入手方法

実施要領・仕様書・参加申込書等は、嬉野市ホームページに掲載する。  
(<http://www.city.ureshino.lg.jp/>)

##### (3) 参加申込書(様式1)の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和4年4月18日(月) 17時まで必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出。

##### (4) 仕様書等に関する質問表(様式2)の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和4年4月18日(月) 17時まで必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参、郵送、FAXまたは電子メールで提出

##### (5) 質問表(様式2)に対する回答

令和4年4月20日(水)までに参加申込のあった全事業者にメールで回答

##### (6) 企画提案書(様式3)及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和4年4月25日(月) 17時まで必着
- ② 提出場所 嬉野市役所 広報・広聴課
- ③ 提出方法 持参又は郵送で提出

##### (7) プロポーザル審査

- ① 実施予定日 令和4年4月26日(火)予定
- ② 審査結果通知日 令和4年4月27日(水)予定

## 6 最適提案者の選定方法等

### (1) 評価基準等について

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

採点基準	評価項目	配点
基本方針・企画・内容	行政放送の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか。	25
	テロップ制作などで市民の興味・関心を惹きつけるような工夫がなされているか。	15
業務の監理体制・制作体制	責任者・役割分担等が具体的に明示され、本業務を確実に履行することができるものとなっているか。	25
	作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。	20
見積価格の妥当性	本業務にかかる費用は適当な額となっているか。	15
合計		100

### (2) 選定方法

企画提案書の内容等について明瞭化のため、市が設置する選定委員会において、提出書類に基づいて審査を実施し、最適提案者を選定する。

### (3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「2 参加資格要件」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

## 7 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適提案者と次点者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問・意義申し立ては一切受け付けない。

## 8 契約手続等

選定された最適提案者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

## 9 その他

### (1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

### (2) 提案書について

- ① 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行なうことがある。
- ② 提出された提案書等は、返却しない。
- ③ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、嬉野市情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。